

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

豊橋市長 令和 年 月 日提出	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地 (住所)	〒 -												特別徴収義務者 指 定 番 号									
		フリガナ													連絡先の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	課		係					
		名称 (氏名)	⑩													氏名								
		法人番号															電話	() -						
地方税法施行令第 48 条の 9 の 9 及び、豊橋市市税条例第 30 条の 2 の 4 の規定により下記のとおり届出します。 記 1. 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなったため 2. その他 []																								
注意事項 1. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第 321 条の 5 の 2 及び豊橋市市税条例第 30 条の 2 の 2 に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。 2. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月 10 日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月翌月 10 日までに納付していただくことになります。																								